学校教育自己診断保護者コメント部分公開決定審査請求事案（番号23）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和元年12月26日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について、Ａ．特定の教員の評価・批判について書かれている2019年度学校教育自己診断の作成を、管理職以外が行うことができる根拠。（具体的には、○○委員会の構成員である「教諭」が教員個人名の入ったアンケートを入力して、議論し、校正・抹消することができる根拠）Ｂ．上記Ａについて、管理職以外が当該文書を作成することは不適切であると教頭が認めていることが分かる文書（令和元年12月23日職員会議記録。当該記録がない場合は公開不要）。Ｃ．別添１－１のとおり、「先生同士の仲がよくない。モラハラ・パワハラ的な雰囲気があるようだと子供が感じているようです」と保護者が認識する程度の事態が発生している具体的事例がわかる文書。Ｄ．別添１－２のとおり、特定の科目についての批判的意見を、管理職以外の教員が○○委員会で目にすることができる根拠。Ｅ．別添１－２のとおり、体育での「連帯責任」の具体的内容および当該行為が体罰に当たらないことが分かる文書。Ｆ．別添１－３のとおり、○○委員会の資料では情報漏洩問題についての対応方法についての意見があげられていたにも関わらず、別添１－１のように職員会議の資料では抹消できる根拠。Ｇ．別添２－２のとおり、特定の教員についての批判的意見を、管理職以外の教員が○○委員会で目にすることができる根拠。Ｈ．「2019年度　学校教育自己診断　保護者コメント」および「2019年度　学校教育自己診断　教職員コメント」 |
| 実施機関の決定 | 令和２年５月１日付け教高第1160号による部分公開決定。【公開請求の対象となる行政文書の名称】「2019年度　学校教育自己診断　保護者コメント」、「2019年度　学校教育自己診断　教職員コメント」【公開しないことと決定した部分】保護者の回答に該当する部分。【公開しない理由】条例第８条第１項第２号に該当する。　本件行政文書の非公開部分は、保護者向けの「2019年度　学校教育自己診断」で集められた情報であるが、その際に用いた「学校教育自己診断　回答用紙」には記入されたことを公表しないことが明記されており、公開することにより、以後学校教育自己診断への保護者の協力を得ることが著しく困難になると認められるため。※本件決定は、請求内容Ｈ．に係るものである。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年５月11日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書Ｈ「保護者コメント」について、令和２年５月１日付け教高第1159号による取消通知書によれば、「回答内容を公表しない旨の記載がある」ことにより部分公開決定となったことが考えられる。しかし、そもそも従前の文書は、府立○○高校の職員会議にて配布されたものを請求したものであって、アンケートに「回答内容を公表しない旨の記載がある」にも関わらず職員会議で配布されたということは、従前の文書は回答内容を公表するものであるとは考えられないので、公開されるべきである。すなわち、従前の文書を全部公開する行為が「公表」にあたるのであれば、職員会議で配布することすらも「公表」にあたるため、アンケートを実施した際の説明とは矛盾する。仮に、内容を文字に起こして職員会議で配布する行為が「公表」にあたらず、行政文書開示請求による公開が「公表」にあたるという解釈であればダブルスタンダードである。よって不当である。 |
| 弁明書 | １　学校教育自己診断について　　学校教育自己診断とは、学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票（診断基準）に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするものである。その明らかにする姿勢として、学校教育自己診断実施要項の４で「分析結果及び考察を学校経営計画及び学校評価に記載すること」、「学校教育自己診断の実施上の留意点」の３に「学校教育自己診断の結果及び分析・考察については、学校webページで公表し、保護者等に広く情報提供すること」と記載されている。２　職員会議で結果を教職員に示す行為について学校教育自己診断の趣旨に鑑みると、校長が学校教育の改善に必要であるという判断のもと、様々な意見を取捨選択し、必要な内容だけを取り出し、分析・考察を職員会議で提出し、学校全体で共有することは、学校経営において必要な行為である。なお、審査請求人は職員会議において、校長が保護者コメントの記載された文書を配付した行為は公表に該当する可能性がある旨を主張しているが、地方公務員法上、守秘義務を課せられている職員に対し事務の必要に応じ情報共有したものであり、公表と解される余地は無い。３　条例第８条第１号第２号の該当性について（１）適用除外事項について　　　条例第８条は、条例第９条とともに行政文書公開制度における適用除外事項について定めたものであり、行政文書の公開の請求に対し、実施機関が公開しないことができる情報の範囲を規定している。適用除外事項は公開原則の例外について定めたものである。（２）条例第８条第１項第２号の該当性について「2019年度　学校教育自己診断　保護者コメント」の回答用紙の自由記述欄 |
| 弁明書 | には「公表しないものとします」と記載されており、記入者は当然公表されないことを前提とし、自由記述欄に記入している。これは学校自らが学校経営計画の達成度を点検し、学校教育活動の改善のための方策を明らかにするとの学校教育自己診断の趣旨に鑑み、保護者からの忌憚のない意見を収集するために公表しないこととしたものであり、本件自由記述欄を公開した場合、今後、保護者の協力を得ることが著しく困難になると認められることから、条例第８条第１項第２号の規定に該当すると判断したものである。 |
| 反論書 | 　「弁明の理由」２について、校長が保護者コメントの記載された文書を配布した行為は公表と解される余地がないとしているが、当該文書は、個人を特定できるような批判的な記載内容すらもそのまま掲載されているものであり、事務に必要である内容以上に広く公表しているものであるため、公表に該当する。よって本件はダブルスタンダードであり、不当である。 |
| 判　断 | １　条例第８条第１項第２号の該当性について　　同号の適用の要件は、・実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって（以下「要件１」という。）・当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり（以下「要件２」という。）、かつ、・当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの（以下「要件３」という。）である。２（１）本件対象文書は、学校教育自己診断における診断票の自由記述欄に記載された保護者コメント（以下「保護者コメント」という。）を集約したものである。学校教育自己診断とは、学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが生徒、保護者、教職員、校長・准校長作成に係る診断票（診断基準）の回答に基づいて、学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするものである。当該自由記述欄には、「公表しないものとします」記載されていることから、保護者コメントは、府立○○高校の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に保護者から提供された情報であるといえ、要件１に該当する。（２）学校教育自己診断の目的から、生徒、保護者等が忌憚なく診断票の回答を作成することが求められるものであることから、診断票の自由記述欄の記載内容について、公にしないことを条件とすることは正当であり、要件２に該当する。（３）保護者の承諾なく保護者コメントを公にすれば、公表しないという約束を反故にすることとなり、府立○○高校と保護者との信頼関係が損なわれ、今後、保護者の協力を得ることが著しく困難になるといえ、要件３に該当する。　　　以上のことから、条例第８条第１項第２号の要件に該当する。３　審査請求人は、保護者コメントが職員会議で配布されて公表されている一方で、公開請求で公開が認められないのでは、条例第８条第１項第２号の「公にしない」 |
| 判　断 | 　の解釈に矛盾があると主張する。さらに、審査請求人は、個人を特定できるような批判的な記載内容すらもそのまま掲載されているものであり、事務に必要な範囲を超えて公表していることも公表に該当する理由として主張する。　しかし、職員会議の出席者は、地方公務員法上の守秘義務を負う府立○○高校の教職員であり、保護者コメントが広く外部に周知される状態に置かれたものではなく、公表とはいえない。また、学校教育自己診断においては、批判的な記載内容であっても、その回答に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにすることが求められているのであり、批判的な記載内容があったとしても、それをもって公表とはいえない。４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和元年12月26日　　　同月23日付け公開請求・令和２年１月24日　　　 公開決定（教高第3773号）・同年５月１日　　 　　　 同年１月24日付け教高第3773号による公開決定取消　　　　　　　　　　　　　部分公開決定（教高第1160号）・同月11日　 　　　　　 審査請求・同年７月13日　　　　　 弁明書・同年８月17日　　　　　 反論書・同年９月７日　　 　　　諮問 |